

「平成 23 年度 9 月定期監査報告」への対応について

平成 24 年 3 月

独立行政法人放射線医学総合研究所

平成 23 年 10 月、放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）は、監事より「平成 23 年度 9 月定期監査報告」（以下「監査報告」という。）の提出を受けました。

放医研としては、この監査報告において指摘された事項へ適切に対応することは、いわゆる PDCA サイクルを回し、法人としての業務の質を不断に向上させていく上で重要であると考えています。

以下に監査報告の指摘事項について、現時点における放医研としての考え方を示します。

なお、以下の内容は、業務の進捗等に即して適時的確に対応して参ります。

監査意見の概要と研究所の対応

(1) コンプライアンスへの取組み

① コンプライアンスに係る周知、研修等の状況

基本理念、行動指針を含めコンプライアンスに係る意識を研究所員全員に浸透、徹底させる地道な活動が重要。諸法令・規程類は、その趣旨を理解し日常の業務に活かされて初めて、業務品質の改善に繋がることを忘れてはならない。社会一般の平均的な組織に比べて、多くの物事について法令の様式でルールを厳格に定めている一方で、実質を確保する観点からはむしろ若干遅れている面もあり得るのではないか。

規則類には解釈上のグレーゾーンはつきものであるが、グレーゾーンの扱いについては放医研における実務に即して Q & A 形式を活用するなどの工夫が望まれる。

不適切な行為に関する通報・相談窓口については、外部に通報・相談を専門的に扱う業態もあり、そうしたものの活用も含め、通報・相談しやすい環境作りについて、引き続き配慮いただきたい。

(対応)

【前段および中段】：「実質の確保」に関しては、研修や実地監査等、広義のコンプライアンス活動の「場」において、「コンプライアンスの手引き」の該当箇所を引用しつつ地道な説明に努め、あわせて「手引き」全体に目を通してもらう機会を作るようにし

ております。規則類の解釈におけるグレーゾーンへの対応については、内部監査の際などに、Q & A形式の資料を作成する等、具体的な提案（最近では、保有個人情報保護に関する監査報告書）をするよう心がけております。一方で、規則類のさらなる詳細化・明確化が必要との考えもあり得ますが、むしろ規則類の背景を理解し、各自が良識にもとづいて判断することが大切である旨を強調するようしてまいります。

また、年度計画に記載している、規程及びマニュアル類の職員にわかりやすいものとするための基本的仕組みを構築、講習会等を通じた職員等の安全文化の醸成、法令改正等に伴う規程等制改廃・運用変更等に当たっての研究者等への情報提供と説明などに取り組んでまいります。

【後段】：通報受付窓口の所外（弁護士事務所等）設置が最も有効なのは、具体的な資料等にもとづいた通報者としての確信があり、かつ、その通報者が自らを強く秘匿したいケース（窓口担当者は所内調査担当者と通報者との間に立って動ける場合）か、話を聞いてほしいが研究所の職員相手では躊躇するというケースのどちらかと思われる。窓口を外部に設置する場合に、弁護士には職業上の守秘義務があるものの、サービス価格や、常時弁護士が受け付けるわけではないことなどの問題、民間サービスを利用する場合には、守秘義務やセキュリティ等の問題があります。現在のところ、窓口所外設置を望む具体的な声（通報者／相談者としての）や、所内窓口の問題点に関する指摘はありませんが、専用の個室を設けるなど、通報・相談しやすい環境づくりに努めていることに加え、今後はかような希望や提案がないかどうか、情報収集を含め、検討してまいります。

② 研究費不正再発防止に係る活動の状況

分任契約担当役制度の事務処理において一定数の誤りが見受けられ、軽微なものが大半であるとはいえ、定められた手順が軽視されている可能性はないか、逆に無用の負担となっている手順がないか、システム側で改善できることはないかなど、検討と対応をお願いしたい。

また分任契約担当役の意識を高く維持するための適切な研修を継続するとともに、適切なモニタリング活動による牽制も重要。会計システムを積極的に活用し、効率的、効果的なモニタリングとなるよう期待したい。

研究費不正問題については、不正発生リスクを忘れてはならず、基本は研究所員一人一人のコンプライアンス意識の維持、向上である。自らの組織の苦い経験を風化させないよう、全職員を対象とした、具体例をあげてのコンプライアンスの研修を順次行うなど、意識向上の取組みを引き続きお願いしたい。

（対応）

分任契約事務を進めていく中で発生する処理誤りの低減に向け、「よくある間違い

集」を作成し、研修の場などを通じて分任契約担当役及びその事務担当者に周知します。また、会計システム上で出力される帳票（見積り依頼書や発注書）様式を一部修正し、事務処理誤りが起きにくいものにしていきます。

さらに、会計システムを使い、分任契約事務が円滑に進められているかなどについて、継続的にモニタリングを行っていきます。

コンプライアンスの研修においては、規程や手順の遵守要請にあたり、それら規則類の背景にも言及し、その理解の上での実践を強調するようにいたします。

(2) 安全管理及び危機管理の状況

① 労働安全衛生マネジメントシステムを含む安全管理・危機管理関係の制度の運用状況

労働安全衛生マネジメントシステムについては、各職場において、計画や記録の文書化など一定の追加的業務作業の発生が避けられないが、各職場自身がシステム化の利点を実感できるような運用に期待したい。

リスクの評価と対応については、内部統制の基本的要素として、その取組みが求められているが、その際、重大なリスクを見過ごすことなく対応することと同時に、対応し過ぎているリスクについて省力化を検討することが重要。追加的な対応を求めのみにならないよう、留意しつつ進めていただきたい。

また、今般の原子力災害により放医研をとりまく環境が大きく変化した中で、認識を新たにすべきマネジメント上のリスクがないかについても検討されることを期待したい。

(対応)

安全計画課において、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する検討会）での指摘事項を考慮し、要員・頻度・影響等の重要性を踏まえて整理したリスクの一覧表を援用しつつ、リスクの相対的な重要度を検討しているところです。

さらに、今般の原子力災害への取組も踏まえ、独立行政法人放射線医学総合研究所防災計画及び関連細則等の見直しを行ない、マネジメント上のリスクについても追加すべきは追加することとして検討していくこととしている。

② 常駐請負業務に係る安全管理等について

当所においては相当広範囲な業務について、外部業者との請負契約に基づき、請負業者の従業員が当所に常駐しているものが多数ある。コスト削減に加え、競争性のある契約関係の徹底が求められる環境の中で、請負業者と放医研との間で安全管理に関わるマネジメントをどのように構築するかは、リスクマネジメントの観点で重要な課題である。

安全衛生に関しては、請負業者の従業員も、内部の職員と基本的に同等の水準で管理されなければならない。具体的な業務実態と照らし合わせて、安全衛生管理上の盲点が生じることのないようお願いしたい。

請負業者が行う業務管理について放医研がどのように係わるのが適切か、それを契約書、仕様書、技術審査等においてどう定めておくのかといった点について、昨今の情勢を踏まえつつ点検していただきたい。

(対応)

請負は派遣と異なり、当所と請負労働者間での指示命令関係は生じず、請負業務契約に基づき放医研に常駐する者への教育等については、基本的に請負契約業者内で実施されます。また、労働安全衛生法における元受事業者の責務については当所の業種では対象になりません。しかし、作業環境の安全の向上を図る観点から、放医研の特殊な施設、設備の維持管理及び安全衛生に関することは、放医研での教育を受けるなど請負事業者に指示しています。

具体的には、

イ 安全衛生に関する請負業務従事者の教育等について

安全・施設部が主催する「請負業者等の講習会」にて、放医研の特殊な施設、設備を維持管理すること及び安全衛生管理について説明することにより、安全衛生に関する教育等を実施しています。

また、仕様書においても、規程に基づき放医研が実施する教育・訓練には関係者を参加させることを明記しています。

ロ 現在の仕様書には、放医研担当者との連絡調整及び現場管理等の総括的業務を行う者として「総括責任者」を配置することを明記しています。放医研担当者と総括責任者において日常のコミュニケーション等を図ることで、トラブルの未然防止及び万一の事故等が発生時した場合の迅速な措置対策を実施しています。

さらに、安全衛生委員会においては、事故等については、請負業者によるものも区別せずに報告を受けています。

なお、請負業務を安全・円滑に行う上で必要な資格・技能等についてはこれまでも仕様書に記載しているところです。